

## 職務内容書（館長）

### 独立行政法人国立科学博物館 館長

#### 【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

当法人は、自然史科学等の中核研究機関として、また国内の主導的な博物館として、自然科学と社会教育の振興を通じ、人々が、地球や生命、科学技術に対する認識を深め、人類と自然、科学技術の望ましい関係について考察することに貢献することを使命とし、地球と生命の歴史、科学技術の歴史の解明、ナショナルコレクションの体系的な構築及び継承、並びに人々の科学リテラシーの向上に資する事業を実施しています。

公募対象館長として国立科学博物館（役職員約 130 名）を代表し、館の業務を総理するとともに、中期目標を達成するための計画を確実に実施できる能力を有する者を求めていきます。

#### 1. 機関名：独立行政法人国立科学博物館

##### （法人の業務概要）

国立科学博物館は、明治 10 年に設立され、国立の唯一の総合科学博物館として 120 年以上の歴史を刻んできた。当法人は、平成 13 年 4 月に設立された独立行政法人であり、以下のような業務を行うことにより、自然科学及び社会教育の振興を図ることを目的としている。

- (1) 博物館を設置すること。
- (2) 自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これらの業務に関連する調査及び研究（上記(2)に掲げるものを除く。）を行うこと。
- (4) 上記(3)の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。
- (5) 上記(1)の博物館を自然科学の振興を目的とする事業の利用に供すること。
- (6) 上記(3)及び(4)の業務に関し、博物館その他これに類する施設の職員その他の関係者に対する研修を行うこと。
- (7) 上記(3)及び(4)の業務に関し、博物館その他これに類する施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと。
- (8) 自然史に関する科学及びその応用に関する調査及び研究の指導、連絡及び促進を行うこと。
- (9) 上記(1)～(8)の業務に附帯する業務を行うこと。

## 2. ポスト：館長 1 ポスト 1名

(任期、4年：平成25年4月1日～平成29年3月31日)

## 3. 職務内容

法人の基本的な経営方針を立案し、主務大臣の定める中期目標及びその達成のための中期計画に基づく上記1に掲げる業務及び下記の事項を含む法人全体の業務運営（7部、2園、3センター、昭和記念筑波研究資料館、役職員数約130名）を総理する。

### (1) 法人の経営

主務大臣の認可を受けた中期計画及び主務大臣に届け出た年度計画に基づいて、法人が行う業務全体を総理する。その際、上記1に掲げる業務と業務運営の効率化を両立させるために強いリーダーシップを発揮し、経営資源の効果的な配分、内外の情勢変化に対応した弾力的かつ効果的な計画の見直しを行うとともに、経営リスクの管理を行う。

### (2) 内部統制と法人の健全性確保

法人を代表して、適時適切な意思決定を行うとともに、経営委委員会や評議員会等を通じて、法人の経営や業務運営に関して外部有識者の意見を聴き、これを法人の経営に反映する。

同時に、広報活動や情報開示を推進して法人の業務運営の透明性の確保を指導する。また、役職員のコンプライアンス（法令遵守、企業倫理）の徹底を図るとともに、法人の業務運営に関する内部監査機能を適切に維持する。

### (3) 外部関係機関との連携

国内外の博物館、大学、研究機関、政府諸機関、民間企業等の関係機関と十分に連携し、円滑な業務運営を図る。

### (4) 法人の長としての責務

法人業務を総理するにあたり、独立行政法人の長として、また、労働関係法令等に基づく事業者の代表として、所要の責務を果たす。

## 4. 必要な資格・経験等

- (1) 原則として任期満了時点で70歳未満であること（閣議決定に定められた要件）。
- (2) 調査研究、標本資料の収集・保管、展示・学習支援といった主要事業の重要性を十分理解し、館長として職責を果たす熱意及び責任感を有すること。
- (3) 博物館、大学、研究機関、民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体等において、組織運営に関する上位の管理経験を有し、相応の能力を有していると認められること。
- (4) 国内外の博物館、大学、研究機関、政府諸機関、民間企業等の関係機関との良好な関係を維持発展させることのできる、十分な経験及び能力を有すること。
- (5) 自然史・科学技術史に関するナショナルセンターの館長として、国内外の動向に機敏に対応しつつ、既存の事業等を科学的に分析・検証し、必要に応じて見直すなど、任期中の業務改善に向けての十分な意欲と能力を有すること。

(6) 中立性・公平性を担保して業務を遂行でき、また、周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むなど、人格高潔で高い倫理観を有すること。

## 5. 勤務条件等

### (1) 勤務条件

- ・勤務形態：常勤
- ・勤務地：上野本館（東京都台東区）
- ・給与：年収約1,700万円（税込）、通勤手当等
- ・福利厚生：共済組合等
- ・危機管理：地震等災害時には24時間体制で勤務、緊急招集の場合あり

### (2) 選考方法

- ・公募により以下のとおり選考する。
  - ① 一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール文書）
  - ② 二次選考（面接審査）
  - ③ 外部有識者による選考委員会の審議を経て文部科学大臣が任命

### (3) 応募書類等

- ・履歴書（別紙指定様式）
- ・自己アピール文書（以下についてA4判、2枚以内で自由にお書きください。）
  - ① 自身の知識・経験、能力・実績等を踏まえ、今回の公募に応募した動機・理由
  - ② 今回応募する職務に関連した提言、抱負
  - ③ 自分自身について、職務に関し優れていると考えられる点など
- ・第三者からの推薦書（書式等を含め任意提出可）

## 6. 欠格事項

独立行政法人通則法の役員欠格事項に該当する場合は、館長となることはできません。

### ○独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（抄）

第22条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

第61条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。